

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年3月1日

水 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県漁船法施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県漁船法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第2号

富山県漁船法施行規則の一部を改正する規則

富山県漁船法施行規則（昭和37年富山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第3条の2第9項」を「第4条第9項」に改め、同条第2号中「第14条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第3号中「第18条」を「第21条」に改める。

第3条第1項中「第3条の2第3項」を「第4条第3項」に、「第9条第2項」を「第10条第2項」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「第3条の2第3項」を「第4条第3項」に改める。

第5条第1項中「第3条の2第5項」を「第4条第5項」に改め、同条第2項中「第3条の2第6項」を「第4条第6項」に改める。

第6条中「第3条の2第7項」を「第4条第7項」に改める。

第7条第1項中「第7条」を「第8条」に改め、同条第2項中「第3条の2」を「第4条」に、「2週間前」を「3週間前」に、「第7条」を「第8条」に改め、同条第3項中「参しやく」を「参酌」に改め、同条第4項中「第7条」を「第8条」

に改める。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「法第 9 条第 2 項」を「法第 10 条第 2 項」に改め、同項第 2 号中「第 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項」を「第 4 条第 1 項又は第 2 項」に改め、同項第 3 号中「第 7 条」を「第 8 条」に改め、同条第 2 項中「まつ消」を「抹消」に改める。

第 9 条第 1 項中「法第 11 条の 2」を「法第 13 条」に、「申請しよう」を「届け出よう」に改め、「知事の指定した期日の 1 週間前までに」を削り、「漁船登録票検認申請書」を「漁船登録票検認届」に改め、同条第 2 項中「申請が」を「規定による届出が」に、「申請者」を「届出者」に改め、同条第 3 項を削る。

第 10 条第 1 項中「第 17 条第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に、「様式第 13 号」を「様式第 12 号」に改め、同条第 2 項中「第 17 条第 1 項ただし書」を「第 20 条第 1 項ただし書」に、「事由」を「理由」に、「様式第 14 号」を「様式第 13 号」に、「漁船登録票紛失（き損）届」を「漁船登録票紛失（毀損）届」に改める。

様式第 1 号中「第 3 条の 2 第 9 項」を「第 4 条第 9 項」に改める。

様式第 2 号中「第 14 条第 1 項」を「第 17 条第 1 項」に改める。

様式第 3 号中「第 18 条」を「第 21 条」に改める。

様式第 5 号から様式第 8 号までの規定中「第 3 条の 2」を「第 4 条」に改める。

様式第 9 号及び様式第 10 号中「第 7 条の」を「第 8 条の」に改める。

様式第 11 号中「漁船検認申請書」を「漁船登録票検認届」に、「第 11 条の 2 第 1 項」を「第 11 条の 2 第 2 項」に、「申請します」を「届け出ます」に改める。

様式第 12 号を削る。

様式第 13 号中「第 17 条第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に改め、同様式を様式第 12 号とする。

様式第 14 号中「漁船登録票紛失（き損）届」を「漁船登録票紛失（毀損）届」に、「き損した」を「毀損した」に、「き損の」を「毀損の」に、「紛失（き損）証明書」を「紛失（毀損）証明書」に改め、同様式を様式第 13 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県漁船法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(水産漁港課)
